

第4期いの町健康増進計画・第3期いの町食育推進計画・第2期いの町自殺対策計画
策定支援業務

○プロポーザル方式評価項目及び評価基準

| 評価項目 | 評価の着眼点 | 判断基準 | 配点 |
|--------|------------------|--|-----|
| 業務実施体制 | 業務実施体制の充実 | 専門的な知識・ノウハウ・経験を有した担当職員を配置し、担当者を複数人配置するなど適切な体制がとられているか | 10 |
| 業務実績 | 業務実績 | 同種の計画の策定支援実績を有しているか | 15 |
| 企画提案 | 提案の独創性 | 知見等に基づく独創的な提案があるか | 15 |
| | 意欲 | 業務への意欲、積極性があるか | 10 |
| | 提案内容の的確性 | 仕様書に対する提案が的確で効率的・効果的に業務を遂行することが見込めるか | 20 |
| | 現実性 | 提案内容が現実可能なものになっているか | 10 |
| 個人情報保護 | 第三者における認定・認証の有無等 | プライバシーポリシーの有無・プライバシーマーク等の所持、提供・収集・作成した情報の業務終了後の保存・保管について適切な処置を講じているか | 10 |
| 見積書 | 見積額 | 見積の精算が明確であり、かつ安価に提案がなされているか | 10 |
| 計 | | | 100 |

○ 評価の方法

- 1 評価は、第4期いの町健康増進計画・第3期いの町食育推進計画・第2期いの町自殺対策計画策定支援業務プロポーザル審査委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについて予め定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- 2 審査委員1名あたり100点満点、合計500点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。なお、各審査委員の採点の合計点で250点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。
- 3 点数が同点となった場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- 4 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。